

宮城県クマ出没注意報等発出実施要領

(目的)

第1条 この要領は県民にクマに対する注意を喚起し、県内における、クマによる人身被害を防止するため、クマの出没に係る予報、注意報及び警報の発表について必要な事項を定める。

(注意報等の名称)

第2条 注意報等の名称は次のとおりとする。

- (1) クマ出没シーズン予報（以下「予報」という。）
- (2) クマ出没注意報（以下「注意報」という。）
- (3) クマ出没警報（以下「警報」という。）

(予報の基準及び発表時期)

第3条 予報は、県が行うブナ豊凶調査結果を受け、11月下旬（冬季出没予報）及び3月下旬（春季～秋季出没予報）の2回発表する。

(注意報発表の基準)

第4条 注意報は、次のいずれかに該当するときに発表する。

- (1) 当該月のクマの出没件数が過去5年の同月平均値の1.25倍以上のとき。
- (2) 人身被害が発生したとき。
- (3) その他クマの出没による人身被害の発生が懸念されるとき。

(警報発表の基準)

第5条 警報は、次のいずれかに該当するときに発表する。

- (1) 当該月のクマの出没件数が過去5年の同月平均値の1.5倍以上のとき。
- (2) クマによる死亡事故が発生し、又はけがなどの人身被害が複数発生したとき。
- (3) その他クマの出没による人身被害の拡大が危惧されるとき。

(注意報及び警報の発表期間)

第6条 注意報等の発表は期間を定めて行うものとする。ただし人身被害の拡大のおそれがある場合は、期間を延長することができるものとする。

- (1) 注意報の発表期間は、原則として発表した日から1か月間とする。ただし12月1日から2月末までの冬期間は、同一地域において過去5年の同月平均値の1.25倍以上のときに注意報を発表するものとする。
- (2) 警報の発表期間は、原則として発表した日から2週間とする。

(注意報及び警報の発表区域)

第7条 注意報及び警報を発表する区域は、原則として県内全域とする。ただし、警報について、特定の区域内においてのみ人身被害等が多発したときは、発表する区域を限定することができるものとする。区域を限定する場合は、市町村（複数市町村単位及び仙台市においては区単位の発表も可とする。）単位とする。

(注意報等の周知)

第8条 県は、予報を発表したときには県のホームページで周知し、注意報及び警報を発表したときは、県のホームページ等や報道機関を通じて県民に周知するとともに、別表に掲げる関係機関にその旨を通知し、注意喚起の徹底を図るものとする。

附 則

この要領は、令和5年3月30日から施行する。

【別表】

分類	関係機関等	注意報	警報
国関係機関	環境省東北地方環境事務所	○	○
	林野庁東北森林管理局	○	○
	国土交通省東北地方整備局	○	○
警察	宮城県警察本部（生活安全企画課，地域課）	○	○
県関係機関	宮城県農政部（農山漁村なりわい課）	○	○
	宮城県水産林政部（林業振興課，森林整備課）	○	○
	宮城県土木部（河川課）	○	○
	宮城県教育庁（保健体育安全課）	○	○
	宮城県林業技術総合センター（環境資源部）	○	○
	各地方振興事務所地域事務所（林業振興部）	○	○
市町村	市町村（鳥獣行政担当課室）	○	○
狩猟団体	一般社団法人 宮城県猟友会	×	○
その他	その他（必要に応じ連絡が必要と判断される機関）	×	○